

○文部科学省告示第二十九号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和六年三月十二日

文部科学大臣 盛山 正仁

備考 指定美術品等の関係書類を文化庁企画調整課に備え置いて縦覧に供するとともに、文化庁ホームページに掲載する。	甘露水	指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称
	令和六年二月二十七日	指定をした日
	令和六年七月二十日から令和六年十一月三十日まで	指定の有効期間
	東京藝術大学美術館 館長 黒川 廣子 東京都台東区上野公園十二―八	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
	東京藝術大学美術館 東京都台東区上野公園十二―八 令和六年九月六日から十月二十日まで	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間